

## 食品営業許可の有効期間に係る取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、営業許可の審査に当たって、食品営業施設及び設備の堅牢性、耐久性等について査定することにより、川崎市食品衛生法施行規程（昭和47年3月31日川崎市訓令第9号）第7条に規定する営業の有効期間を決定することを目的とする。

### (査定方法)

第2条 食品衛生監視員は、営業許可申請調査において、施設ごとに、許可有効期間査定票（第1号様式）により査定を行うものとする。

### (有効期間の決定及び基準)

第3条 有効期間は、許可有効期間査定票の該当項目数をもって、決定するものとし、その基準は次のとおりとする。

該当項目数	許可有効期間
0～3項目	5年以上5年3月以下
4～6項目	6年以上6年3月以下
7～9項目	7年以上7年3月以下
10～12項目	8年以上8年3月以下

### (例外業種)

第4条 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業、自動車による営業及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第2号に規定する営業を例外業種とし、有効期間は5年以上5年3月以下とする。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。ただし、平成7年11月24日以後に許可するものから適用する。

附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。